

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年3月27日 08時30分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市舞鶴港第3区 舞鶴港戸島灯台から真方位182° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯35° 28.5′ 東経135° 20.3′）
事故の概要	漁船第二新成丸は、東進中、また、漁船第三吉富丸は、船首を南東方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年5月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二新成丸、4.96トン KT3-8010（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第三吉富丸、2.17トン KT3-11760（漁船登録番号）、一般社団法人京都府漁船・漁具リース事業協会
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口、船橋構造物に損傷、主機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約10ノットの対地速力で舞鶴港の国際ふ頭（以下「本件ふ頭」という。）の西方沖を手動操舵で北北東進していた。 船長Aは、右舷船首方に本件ふ頭へ接岸中のコンテナ船を認め、同コンテナ船と距離をとりながら、本件ふ頭の東北東方に設置された養殖いかだに向けて緩やかに右転を始めた。 船長Aは、同コンテナ船の船尾方を通過して東進となった後、船首方至近にB船を認めて機関を後進としたが間に合わず、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 船長Aは、B船が自力で航行可能なことを確認し、舞鶴市舞鶴漁港に帰航した。 船長Aは、右転していた際、右舷方で本件ふ頭へ接岸中のコンテナ船との距離をとることに意識が向いていて、右転後に船首方となる操業中のB船に気付かなかったと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件ふ頭の北東方沖の漁場でなまこけた網漁の操業中、3回目のえい網を終えて機関を中立として漂泊し、船首を南東方に向けて揚網作業を始めた。</p> <p>船長Bは、揚網作業中、本件ふ頭の西方沖に右舷側面を見せて航行するA船を視認し、A船が航路を通って舞鶴湾外に向かうと思い揚網作業を続けていたところ、エンジン音が聞こえて顔を上げた際、右舷船尾方から接近するA船を認め、船尾に移動して大声を上げたがA船とB船とが衝突し、衝撃で飛ばされて漁具で体を打った。</p> <p>B船は、右舷中央部外板に生じた破口から機関室へ浸水したが、船長Bが排水しながら舞鶴港内の造船所へ回航し、陸揚げされた。</p> <p>船長Bは、後日、体調が優れないので医療機関で受診し、外傷性頸椎症等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、本件ふ頭の西方沖から右転して東進中、船長Aが、右舷方で本件ふ頭に接岸中のコンテナ船との距離をとることに意識を向けて航行を続けたことから、右転後に船首方となる操業中のB船に向かって接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件ふ頭北東方沖で船首を南東方に向けて漂泊して揚網作業中、船長Bが、本件ふ頭の西方沖にA船を視認した際、A船が航路を通って舞鶴湾外に向かうと思い、揚網作業に意識を向けて漂泊を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が本件ふ頭の西方沖から右転して東進中、B船が本件ふ頭の北東方沖で船首を南東方に向けて漂泊して揚網作業中、船長Aが、右舷方で本件ふ頭に接岸中のコンテナ船との距離をとることに意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、本件ふ頭の西方沖にA船を視認した際、A船が航路を通って舞鶴湾外に向かうと思い、揚網作業に意識を向けて漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の対象のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、他船の動向を一度見ただけで判断せず、自船から遠ざかるまで動向を監視し、衝突のおそれがあるときは、早期に避航のための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

